

茨城県地域防災計画改定(令和3年3月)の概要

○地震災害対策計画編・津波災害対策計画編・風水害等対策計画編

I 改定の背景

1 防災基本計画の改定(令和2年5月)

令和元年東日本台風、令和元年房総半島台風の検証を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策 など

2 県の最新の取組を計画に位置付け

避難所における新型コロナウイルス感染症対策、道の駅の防災拠点としての位置づけなど、前回の計画改定以降に新たに取組んだ施策 など

II 主な改定項目

1 災害リスクと取るべき行動の理解促進

・ハザードマップ等の配布による居住地の災害リスクや取るべき行動の周知、避難情報の理解促進

2 新型コロナウイルス感染症対策

○避難所の感染症対策

- ・避難者の過密抑制や必要に応じたホテルや旅館等の活用、平常時からの連携強化を計画に位置づけ
- ・避難所におけるコロナ禍に必要な知識(咳エチケット等)の普及啓発

○公的備蓄の拡充

- ・感染症対策用品(マスク、消毒液)の拡充など、感染症対策に伴う流通在庫備蓄の見直し

3 道の駅の防災拠点としての位置づけ

- ・被災直後は避難所として、その後は広域的な被災地の復旧・復興の支援拠点として活用

4 被災者支援対策

- ・災害福祉支援ネットワークとの協定締結によりDWAT(※)を避難所等へ派遣する支援体制の確保
※DWAT:茨城県、茨城県社会福祉協議会及び福祉関係団体等の福祉専門職からなるチーム
- ・ボランティア活動の促進に関する見直し

5 その他

- ①災害救助法の改正(費用の範囲及び限度額)
- ②いばらき災害対応支援チームの位置づけ(防災市町村の災害対応を支援)
- ③組織改編に伴う班体制の見直し(災害対策本部事務局に応援・受援班を新設)

茨城県地域防災計画改定（令和3年3月）の概要

（地震災害対策計画編・津波災害対策計画編・風水害等対策計画編）

I 改定の背景

1 防災基本計画の改定（令和2年5月）

- (1) 令和元年東日本台風及び令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策、地方自治体への支援に係る改定
- (2) その他最近の災害対応の教訓や関係法令の改正を踏まえた改定

2 県の最新の取組を踏まえた改定

- (1) 県が策定した「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針」による避難所運営等に係る改定
- (2) 道の駅の防災拠点としての位置づけなど、広域的な災害時の防災対策に係る改定
- (3) 県が締結した災害福祉支援ネットワークとの協定締結等を踏まえた被災者支援対策に係る改定

II 主な改定項目

A : 防災基本計画の改定を踏まえた改定
B : 県の最新の取組を踏まえた改定

1 災害リスクと取るべき行動の理解促進

○ 災害リスクの周知等

- ・ ハザードマップ等の配布による居住地域の災害リスクや取るべき行動の周知、避難情報の理解促進

A B（一般県民向け防災教育）

2 新型コロナウイルス感染症対策

① 避難所の感染症対策

- ・ 県及び市町村は、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所の過密抑制や、ホテルや旅館等の活用を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して検討するよう努めるものとする。

A B（避難所運営マニュアル作成指針）

- ・ 県及び市町村は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがいや咳エチ

ケット、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

B（避難所運営マニュアル作成指針）

- 市町村は、備蓄・調達品目の設定において、高齢者や障害者など要配慮者への配慮やアレルギー対策及び感染症対策等を考慮するものとする。

A **B**（避難所運営マニュアル作成指針）

② 公的備蓄、流通備蓄の拡充

- 県及び市町村は、感染症対策用品（マスク、消毒液）などの拡充と感染症対策等を考慮した、生活必需品の選定・更新を行うものとする。

B（避難所運営マニュアル作成指針）

3 広域的な災害時の防災対策

① 道の駅における防災拠点等の整備

- 県は、道の駅の持つ機能を活かし、災害直後は地域の避難所として貢献するとともに、広域的な被災地の復旧・復興の支援拠点として、設置者である市町村と連携を図りながら、緊急物資の集積・分配や、自衛隊・消防・警察等による救援活動等の拠点として整備する。

A **B**（広域的な災害時の防災対策）

② 物資拠点の指定

- 県及び市町村は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。

A

③ 災害拠点病院の整備拡充

- 県の災害拠点病院の指定基準に基づき、病院は、新たに自家発電機及び3日分程度の備蓄燃料、3日分の容量の受水槽（又は井戸設備）の設備整備や、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の習熟について努める。

A **B**（広域的な災害時の防災対策）

④ 災害廃棄物の広域処理

- 市町村が行う災害廃棄物の処理について、県は、県内の廃棄物処理に関する社会資本を最大限活用した上で、市町村において県内での処理が困難と見込まれる場合には、国の災害廃棄物処理支援ネットワークの活用等による県域を越えた広域処理

を支援する。

B（広域的な災害時の防災対策）

4 被災者支援対策

① 要配慮者の避難所等における支援体制の確保

- ・ 県及び市町村は、避難所等で福祉的支援を行うDWA Tが災害発生時に迅速な派遣及び受入れが可能となるよう、DWA Tに参加する福祉専門職、避難所運営の関係者に対する研修を推進する。

B（災害福祉支援ネットワークとの協定締結）

② ボランティア活動の促進に関する見直し

- ・ 共助の取組であるボランティア活動を支援するため、気運の醸成や人材育成等の取組みを推進する。

B（共助への取組強化）

5 その他

① 災害救助法の改正

- ・ 法改正により死体の処理及び埋葬費用と限度額の改定額を反映する。

A

② いばらき災害対応支援チームの位置づけ

- ・ 大規模災害発生時に速やかに市町村を支援する仕組みとして、「いばらき災害対応支援チーム」の派遣について、地域防災計画へ明確に位置付ける。

B その他

③ 県の組織改編等に伴う班体制の見直し

- ・ 県の組織改編に伴い、災害対策本部事務局について、昨年度の東日本台風時の対応を教訓に「応援・受援班」を新設するなど、防災体制の見直しを図る。

B その他